事　務　連　絡

令和８年（2026年）２月20日

介護保険サービス事業者
第１号事業者　　各位

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

令和８年度介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の提出期限について

日頃より、本市福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の提出期限については、例年、２月末日としているところです。

今般、厚生労働省より、令和８年４月及び５月分の当該加算を算定する場合の届出の提出期限については、令和８年４月15日とする予定であり、加算新設事業所（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援等）のみが所属する事業者など、令和８年４月及び５月分は算定しない事業者で、令和８年６月から当該加算を算定する場合の届出の提出期限については、令和８年６月15日とする予定であるとの通知（※）がありましたので、お知らせいたします。

届出様式及び届出方法については、国から通知等が発出され次第、改めてメール及び横須賀市ホームページでご案内いたしますので、ご確認ください。

なお、厚生労働省の通知の発出時期により、処遇改善計画書の提出期限が短期間となる可能性がありますが、各事業者におかれては、ご協力いただくとともに、手続等について遺漏なきようお願いいたします。

※「令和８年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について」（令和８年２月10日　厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

事務担当　横須賀市民生局福祉こども部指導監査課
施設介護サービス担当　電話　046（822）8162
居宅介護サービス担当　電話　046（822）8393
FAX　046（827）0566